

## たかさご万灯祭開催補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、景観の形成等に関する条例（昭和60年兵庫県条例第17号）の規定により歴史的景観形成地区、住宅街等景観形成地区及びまちなか景観形成地区として指定された景観形成地区である高砂町をはじめ、高砂市の魅力を有する地域において、たかさご万灯祭実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する事業に要する経費の一部を補助することにより、観光振興、地域経済の活性化及び歴史文化の継承を図ることを目的とする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、たかさご万灯祭（以下「万灯祭」という。）とする。ただし、万灯祭の開催に関する次の各号のいずれかに該当するイベントは、補助対象事業としない。

- (1) 営利を主たる目的とするもの
- (2) 宗教の教義を広め、宗教に係る儀式行事を行い、又は信者を強化育成するもの
- (3) 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対するもの
- (4) 特定の公職（公職選挙法（昭和25年法律第100号）第3条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対するもの
- (5) イベントに係る全ての業務を補助対象者以外のものに委託するもの
- (6) 示威運動（示威運動となるおそれがあるものを含む。）を行うもの
- (7) その他市長が不相当と認めるもの

### (補助対象経費及び補助金の額)

第3条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業の実施に要する経費のうち別表に掲げる経費とし、補助金の額は、予算の範囲内で市長が認めた額とする。

### (補助対象期間)

第4条 補助金の交付の対象となる期間は、補助対象事業を開始する年度の4月1日から3月31日までとする。

### (補助金の交付手続)

第5条 補助金の交付手続については、高砂市各種事業等補助金交付規則（昭和47年高

砂市規則第16号)の定めるところによる。

(事業の全部又は一部の中止の場合の措置)

第6条 荒天、天変地異等実行委員会の意思に基づかない不測の事態により万灯祭の全部又は一部の開催が中止された場合において、前条の手續により既に交付決定がされた補助金の全部又は一部に相当する額について、実行委員会が第3条第1項に規定する補助金対象経費に係るものを執行しているときは、補助対象とするものとする。

(補則)

第7条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表 (第3条関係)

補助対象経費

区 分	経 費
1 イベントの周知を図るために要する経費	ポスター、チラシ等の制作費、案内看板等の制作費等
2 イベントの運営、会場の設営等に要する経費のうち、特に安全対策として必要な経費	雑踏警備をはじめ、安全対策等に要する費用
3 その他の経費	その他市長が必要と認める費用